

2020年3月30日  
南多摩斎場組合監査委員決定

## 2020年度（令和2年度）監査計画

### 1 基本方針

2020年度は、改正地方自治法の施行により、監査基準に基づく監査が法定化されます。監査等については、新たに策定する南多摩斎場組合監査基準により、監査対象に係る内部統制の状況やリスクを考慮し、効果的かつ効率的に監査等を実施します。

監査等の実施に当たっては、組合の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを住民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と組合への信頼確保に資するよう努めます。

また、違法、不当の指摘にとどまらず、組合の行政経営の合理性、妥当性の向上を目指して意見を述べます。

### 2 実施予定の監査等の種類

#### (1) 定期監査（財務監査）【地方自治法第199条第1・4項】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施します。

#### (2) 決算審査【地方自治法第233条第2項】

2019年度決算を対象として、決算その他関係諸表の計数が適正なものになっているか検証するとともに、予算執行及び財産管理の状況について審査します。また、各事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについても検討し意見を付します。

#### (3) 基金運用状況審査【地方自治法第241条第5項】

2019年度の職員退職手当基金の運用状況を対象として、基金の運用状況を示す書類の計数が正確なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施します。

#### (4) 例月出納検査【地方自治法第235条の2第1項】

毎月例日を定め、各会計の現金の出納を検査します。

(5) 随時監査（財務監査・行政監査）【地方自治法第199条第1・2・5項】

定期監査を補完するうえで、監査委員が必要と認めるときに監査を実施します。

3 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、監査委員2名が協力して実施します。

4 監査等の実施予定時期

監査等の種類	実施予定期間
定期監査	2020年8月
決算審査	2020年8月
基金運用状況審査	2020年8月
例月出納検査	前月分を毎月27日（原則）
随時監査	監査委員が必要と認めたとき